

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第35号）（文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課）

本条例で定めている、路上喫煙等をしないよう努力義務を課している区域と、その中で特に対策を強化している区域の位置付けを明確に示すことで、京都市内では路上喫煙等をしないよう努める義務を課していることを一層周知するため、次のとおり路上喫煙等を禁止する区域の名称を改めることとしました。

1 路上喫煙等を禁止する区域名称の変更

路上喫煙等を禁止する区域の名称を「路上喫煙等禁止区域」から「路上喫煙等対策強化区域」に改める。

この条例は、令和5年3月1日から施行することとしました。

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の一部を改正する条例

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し並びに同条第1項及び第3項中「路上喫煙等禁止区域」を「路上喫煙等対策強化区域」に改め、同条第4項中「路上喫煙等禁止区域を」を「路上喫煙等対策強化区域を」に、「当該路上喫煙等禁止区域」を「当該路上喫煙等対策強化区域」に改め、同条第5項中「路上喫煙等禁止区域」を「路上喫煙等対策強化区域」に改める。

第6条（見出しを含む。）及び第7条中「路上喫煙等禁止区域」を「路上喫煙等対策強化区域」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

（文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課）